別紙様式第６号（１）（第202条第３項第１号関係）　　（日本工業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

農業協同組合名

所在地

年　　月　　日

殿

農業協同組合名
代表理事　　氏名　　印
所在地

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

第１　事業概況書
　１　組合の事業活動の概況に関する事項
　(1)　事業の概況
　(2)　財務・事業成績の推移
　(3)　事業の経過
　(4)　その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項
　２　組合の運営組織の状況に関する事項
　(1)　総会（又は総代会）の開催状況
　(2)　組合員の状況
　(3)　役員の状況
　(4)　職員の状況
　(5)　組織の構成
　(6)　施設の設置状況
　(7)　子会社等の状況
　(8)　その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項
第２　貸借対照表
第３　損益計算書
第４　キャッシュ・フロー計算書
第５　注記表
第６　附属明細書
　１　計算書類に関する事項
　(1)　組合員資本

(2)　固定資産
(3)　外部出資
(4)　引当金等
(5)　子会社等との取引並びに子会社等に対する債権及び債務
(6)　役員との取引
(7)　事業管理費
(8)　事業別の明細
(9)　その他の重要な事項
２　事業概況書に関する事項
(1)　役員に対する報酬等
(2)　役員等の兼職等
(3)　その他の重要な事項
第７　剰余金処分計算書
第８　損失金処理計算書
第９　部門別損益計算書
第10　単体自己資本比率の状況
第11　自己査定結果等の状況
１　分類債権の状況
２　要注意先債権等の内訳
３　分類債権の引当・保全状況
４　破綻先債権等の状況
５　債務者区分別破綻先債権等の状況
６　不良債権処分損の状況
第12　大口信用供与の状況
第13　自己資本の基準の状況
第14　員外利用の状況
１　信用事業
２　共済事業
３　購買事業
４　販売事業
第15　監査報告

（記載上の注意）
１　業務報告書中計算書類に係る金額は、本支所勘定決済終了後の数字を記載すること。
２　業務報告書の各様式（「第７　剰余金処分計算書」及び「第８　損失金処理計算書」を除く。）に記載する金額単位は千円とし、端数は切り捨て又は四捨五入するものとする。ただし、農業協同組合（以下業務報告書において「組合」という。）の資産総額が五百億円以上の場合にあっては、百万円単位とし、端数は切り捨て又は四捨五入とすることを妨げない。
３　業務報告書に記載する構成比率等は、小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載すること。
４　組合の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

第１　事業概況書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）　事業概況書

（記載上の注意）
１　該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。
２　各様式中の数値は、該当しない欄は「－」と、端数処理により正数を記載しない欄は「０」と記載すること。
３　各様式中「当期増加額（又は当期増加）」及び「当期減少額（又は当期減少）」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。
４　各様式中「准組合員」は法第16条第１項に規定する准組合員をいい、「正組合員」は准組合員以外の組合員（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下業務報告書において「基盤強化法」という。）第28項第１項の規定により、准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者を含む。）をいう。

１　組合の事業活動の概況に関する事項

(1)　事業の概況

（記載上の注意）
次に掲げる事項につき、簡潔にまとめて記載すること。

(1)　農林水産業情勢及び金融経済環境その他の組合を取り巻く環境
(2)　組合の当該事業年度における主要な事業活動の内容及び成果
(3)　当該事業年度中に実施した臨時的な資金調達、大規模の設備投資、事業譲渡その他の重要事項がある場合にはその内容
(4)　組合として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

(2)　財務・事業成績の推移　　（単位：千円）

区　分	項　目	年　度	年　度	年　度	年　度（当　期）
財　務	事業利益				
	経常利益				
	当期剰余金				
	総資産				
	純資産				
	単体自己資本比率				
信用事業	貯金				
	預金				
	貸出金				
	有価証券				
	国債				
	その他				
共済事業	長期共済保有高				
	短期共済新契約掛金				
購買事業	購買品供給・取扱高				
販売事業	販売品販売・取扱高				

(記載上の注意)
1　「単体自己資本比率」欄は、農業協同組合法（以下業務報告書において「法」という。）第11条の２第１項第１号に規定する基準に係る算式により得られる比率を記載すること。
2　「長期共済保有高」欄は、保障金額（年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含む。）を記載すること。
3　「短期共済新契約掛金」欄は、掛金総額を記載すること。
4　当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。
5　必要がある場合は、４事業年度以前の事業年度についても記載すること。
6　必要に応じ、財務・事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(3)　事業の経過

年　月　日	処　理　事　項

(記載上の注意)
1　当期における重要事項について、時の経過に従いその概要を記載すること。

2　記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。
(1)　総会（又は総代会）、経営管理委員会、理事会、監事会
(2)　監事の監査、行政庁の検査、会計監査人の監査
(3)　協力組織の活動
(4)　その他重要行事

(4)　その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

（記載上の注意）
項目を掲げて記載すること。

2　組合の運営組織の状況に関する事項

(1)　総会（又は総代会）の開催状況
イ　通常総会（又は通常総代会）　　年　月　日開催

総会日現在正組合員数（又は総代会日現在総代数）		組合員数
出席正組合員数（又は出席総代数）	実際に出席した正組合員（又は実際に出席した総代）	
	代理人	
	書面	
	計	
出席准組合員数		
重要な議事及び議決事項		

ロ　臨時総会（又は臨時総代会）　　年　月　日開催

総会日現在正組合員数（又は総代会日現在総代数）		組合員数
出席正組合員数（又は出席総代数）	実際に出席した正組合員（又は実際に出席した総代）	
	代理人	
	書面	
	計	
出席准組合員数		
重要な議事及び議決事項		

(2)　組合員の状況
イ　組合員数　　（単位：組合員数）

資格区分		前期末	当期加入	当期脱退					当期末
				持分全部の譲渡	資格喪失	死亡又は解散	除名	合計	
正組	個人（うち女性）	（　）	（　）					（　）	（　）
	うち組合員たる地位を失わない者								

合員										
	法人	農事組合法人								
		その他の法人								
	計									
准組合員	個人（うち女性）		（　　）	（　　）					（　　）	（　　）
	農業協同組合									
	農事組合法人									
	その他の団体									
	計									
合計										

摘要：当期末正組合員戸数　　戸
当期末准組合員戸数　　戸
当期の組合員資格確認日　　年　月　日
当期の組合員資格確認方法

（記載上の注意）
1　「うち組合員たる地位を失わない者」欄は、基盤強化法第32条第１項の規定により准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者の数を記載すること。
2　「摘要」欄の「当期末正組合員戸数」及び「当期末准組合員戸数」は、正組合員たる個人又は准組合員たる個人のいる戸数を記載し、法人、組合、団体等の数は含めないこと。
3　「摘要」欄の「当期末正組合員戸数」及び「当期末准組合員戸数」は、一戸に正組合員と准組合員の両方が含まれる場合は、正組合員戸数のみに計上すること。
4　「摘要」欄の「当期組合員資格確認方法」は、具体的に記載すること。

ロ　出資口数　　（単位：口）

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	個人	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	法人　農事組合法人	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	法人　その他の法人	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	計	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
准組合員	個人	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	農業協同組合	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	農事組合法人	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	その他の団体	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	計	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
処分未済持分		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

合　　計	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

摘要：１　（　）内は後配出資であり内数である。
　　２　出資１口金額　　円
　　３　当期末払込済出資総額　　円
　　４　１正組合員当たり出資金額　　円
　　５　１組合員の持口最高限度　　口
　　６　後配出資の概要
　　(1)　目的
　　(2)　劣後する内容、条件等

(記載上の注意)
１　複数の後配出資がある場合には、その種類ごとに概要を記載し、後配出資の受入れがない組合にあっては、後配出資に関する事項を削除すること。
２　優先出資の受入れがある組合にあっては、普通出資とは別に記入枠を設けて記載すること。この場合、優先出資１口の金額、優先出資の総口数の最高限度及び発行済優先出資の総口数を摘要欄を設けて記載すること。

(3)　役員の状況
イ　役員数　　（単位：人）

区　　分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める役員の定数
経営管理委員					
理事 （うち常勤）	（　）	（　）	（　）	（　）	
監事 （うち常勤）	（　）	（　）	（　）	（　）	
合　　計					

(記載上の注意)
法第30条の２第１項の経営管理委員会制度を導入していない組合にあっては、「経営管理委員」欄を除いて記載すること。

ロ　当期末現在の役員

区　　分			氏　名	就任年月日	任期満了年月日	摘　要
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
経営管理委員会会長						
経営管理委員会副会長						
経営管理委員 ・						
理事長						
専務理事 ・						
常務理事 ・						
理事 ・						
監事 ・						

(記載上の注意)
１　法第30条の２第１項の経営管理委員会制度を導入していない組合にあっては、「理事長」を「組合長」

に改め、「経営管理委員会会長」、「経営管理委員会副会長」及び「経営管理委員」欄を除いて記載すること。なお、「役職名」欄は、該当するものがない場合は当該欄を除いて記載すること。
2　第76条の２第１項第１号から第４号までのいずれか又は同条第２項第１号から第４号までのいずれかに該当する場合は、その旨を欄外に記載すること。
3　「摘要」欄は、次の事項を記載すること。
(1)　法第30条第３項の信用事業を担当する専任の理事、同条第14項の員外監事、同条第15項の常勤監事である場合にはその旨
(2)　職員と兼務している理事はその旨及び職員としての職制上の地位
(3)　各理事が担当している部門
(4)　重要な兼職の状況（ 第６ 付属明細書２　（ ２ ）「役員等の兼職等」と重複する者については、記載を省略することができる。）
(5)　次のいずれにも該当する者が経営管理委員又は理事（経営管理委員を置く組合の理事を除く。）である場合にはその旨
イ　組合員（准組合員を除く。ロにおいて同じ。）でない個人
ロ　組合員たる法人の役員でない者
(6) 認定農業者（法人にあっては、その役員）である場合にはその旨
(7) 農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者である場合にはその旨（「実践的能力者」と記載）
(8) 第76条の２第１ 項第１号から第４ 号までのいずれか又は同条第２項第１ 号から第４号までのいずれかに該当する組合においては、同条第１項第１ 号イからリまでに掲げる者に該当する場合にはその旨
(9)　女性である場合にはその旨
(10)　その他の特記事項
4　期末現在においてなお役員の権利義務を有する者についても記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。
5　当期中に退任（解任を含む。）があった役員についても表の末尾に記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。

(4)　職員の状況　　（単位：人）

区　　分	前期末	当期増加	当期減少	当期末
参　　事				
一　般　職　員				
営　農　指　導　員				
生　活　指　導　員				
合　　計				
うち常勤嘱託				
平　均　年　齢	歳　月			歳　月
平　均　勤　続　年　数	年　月			年　月
平　均　年　間　給　与	千円			千円

(記載上の注意)
1　職員は、職員兼役員、出向者、休職者及び常勤嘱託（正職員に準ずる身分（労働条件）で、概ね１年以上継続して雇用している者）を含み、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を除いた在籍者について記載すること。
2　出向者がいる場合には、その人数を内数で括弧書きすること。
3　当期末退職者数は、「当期減少」欄に含めて記載すること。
4　「営農指導員」欄は、主として生産出荷についての技術指導、農家の経営指導等の業務に従事する職員、「生活指導員」欄は、主として農家の衣食住の改善、家政等の指導業務に従事する職員について記載すること。
5　「平均年齢」、「平均勤続年数」及び「平均年間給与」欄は、常勤嘱託を除いた値を記載すること。
6　「平均年間給与」欄は、賞与等を含めて記載すること。

(5)　組織の構成
イ　組合の機構

(記載上の注意)
組合の機構等を分かり易く示すこと。

ロ　組合員組織

組　織　名	構成員数
	名

(6)　施設の設置状況

イ　組合の施設の状況

種　別	名　称	構造及び面積等	所　在　地	職 員 数	摘　　要
合　　計			箇所	人	

(記載上の注意)

1　主たる施設について、事務所、集荷所、選果所、農業倉庫、資材倉庫等の建築物（当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者（法第９２条の３第２項の規定により特定信用事業代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）及び共済代理店を除く。）を記載すること。

2　当期中の異動があった施設、国庫補助金等により取得した施設等がある場合はその旨を「摘要」欄に記載すること。

ロ　特定信用事業代理業者等の状況

①　特定信用事業代理業者の一覧

商号、名称又は氏名	主たる営業所又は事務所の所在地	特定信用事業代理業以外の主要業務

(記載上の注意)

当事業年度末時点における当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者を記載すること。

②　当事業年度の特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の開設・廃止状況

特定信用事業代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所　　在　　地	備　　考

(記載上の注意)

当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所について開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

③　組合が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

(記載上の注意)

当該組合が銀行代理業等（銀行法（昭和56年法律第59号）第２条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第16条の５第２項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第85条の２第２項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和28年法律第227号）第89条の３第２項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年第183号）第６条の３第２項に規定する信用協同組合代理業、法第92条の２第２項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第121条の２第２項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第95条の２第２項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を営む場合に記載すること。

ハ　共済事業の委託施設の状況

① 代理業者数の推移

項　　目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共　済　代　理　店　数				

② 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店			

(7) 子会社等の状況

イ 子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	当組合の議決権比率	当組合及び他の子会社等の議決権比率	他の組合の議決権比率	役員数（うち組合出身者の数）	職員数（うち組合出身者の数）
						%	%	%	人 （　）	人 （　）

（記載上の注意）

1　子会社等（法第54条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下業務報告書において同じ。）について、子会社（法第11条の２第２項に規定する子会社をいう。以下業務報告書において同じ。）、子法人等（第203条第１号に規定する子法人等であるもの（法第11条の２第２項に規定する子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（第203条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。）に分けて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等についてはその数のみを記載することに止めることができる。

2　役員数及び職員数のうち「組合出身の者の数」は、組合の役員若しくは職員である者又はこれらであった者の数を記載すること。

ロ 子会社等の財産及び損益の状況　　（単位：千円）

子会社等の名称				
連結対象				
財政状態	資産計			
	うち当組合に対する債権			
	負債計			
	うち当組合に対する債務			
	資本計			
	うち資本金			
損益状況	当期売上高			
	経常利益			
	当期純利益			
剰余金の配当状況	配当額			

（記載上の注意）
1　重要な子会社等について、直近の財産及び損益の状況を記載し、計算書類を別途添付すること。
2　「連結対象」欄は、連結範囲の法人であれば「全部連結法人」と、持分法の適用により連結財務諸（新設）表に計上される法人は「持分法適用法人」と、連結財務諸表に計上されない法人は「非連結法人」とそれぞれ記載すること。

(8)　その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

（記載上の注意）
項目を掲げて記載すること。

第２　貸借対照表

別紙様式第１の２号（１）と同様とする。

第３　損益計算書

別紙様式第１号の２（２）と同様とする。

第４　キャッシュ・フロー計算書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）　キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　事業活動によるキャッシュ・フロー (1)　信用事業活動によるキャッシュ・フロー 貸出金回収による収入 預金払出による収入 貯金払出による支出 借入れによる収入 貸出金利息収入 貯金利息支出 …… (2)　共済事業活動によるキャッシュ・フロー 共済資金による収入 共済資金による支出 共済推進費の支出 共済保全費の支出 共済雑費の支出 共済貸付金利息収入 共済借入金利息支出 …… (3)　経済事業活動によるキャッシュ・フロー 購買事業収入 販売事業収入 購買品等の仕入れによる支出 …… (4)　その他のキャッシュ・フロー 人件費及び業務費の支出 事業分量配当金の支払額 ……	
小　　計	
雑利息及び出資配当金の受取額 雑利息の支払額 ……	

法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2　投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 固定資産の取得による支出 固定資産の売却による収入 外部出資による支出 外部出資の売却等による収入 ……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー 設備借入れによる収入 設備借入金の返済による支出 出資の増額による収入 出資の払戻しによる支出 持分の取得による支出 出資配当金の支払額 ……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	
5　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6　現金及び現金同等物の期首残高	
7　現金及び現金同等物の期末残高	

［間接法により表示する場合］　（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　事業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期利益（又は税引前当期損失） 減価償却費 減損損失 貸倒引当金の増減額（△は減少） 賞与引当金の増減額（△は減少） 退職給付引当金の増減額（△は減少） その他引当金等の増減額（△は減少） 信用事業資金運用収益 信用事業資金調達費用 共済貸付金利息 共済借入金利息 受取雑利息及び受取出資配当金 支払雑利息 有価証券関係損益（△は益） 固定資産売却損益（△は益） 外部出資関係損益（△は益） …… （信用事業活動による資産及び負債の増減） 貸出金の純増（△）減 預金の純増（△）減 貯金の純増減（△） 信用事業借入金の純増減（△） …… （共済事業活動による資産及び負債の増減） 共済貸付金の純増（△）減 共済借入金の純増減（△） 共済資金の純増減（△） ……	

（経済事業活動による資産及び負債の増減） 受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減 経済受託債権の純増（△）減 棚卸資産の純増（△）減 支払手形及び経済事業未払金の純増減（△） 経済受託債務の純増減（△） …… （その他の資産及び負債の増減） 信用事業資金運用による収入 信用事業資金調達による支出 共済貸付金利息による収入 共済借入金利息による支出 事業分量配当金の支払額 ……	
小　　計	
雑利息及び出資配当金の受取額 雑利息の支払額 …… 法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2　投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 固定資産の取得による支出 固定資産の売却による収入 外部出資による支出 外部出資の売却等による収入 ……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー 設備借入れによる収入 設備借入金の返済による支出 出資の増額による収入 出資の払戻しによる支出 持分の取得による支出 出資配当金の支払額 ……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	
5　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6　現金及び現金同等物の期首残高	
7　現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）
1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には、作成を要しない。
2　法令等に基づき、又は組合のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
3　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

第５　注記表

（記載上の注意）

以下の事項につき、一覧できるよう記載すること。

項　　目	注　記　事　項
継続組合の前提に関する注記	第４章第３節第５款に規定する事項について記載すること。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
会計方針の変更に関する注記	
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りの変更に関する注記	
誤謬の訂正に関する注記	
貸借対照表に関する注記	
損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	
有価証券に関する注記	
退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	
合併に関する注記	
新設分割に関する注記	
重要な後発事象に関する注記	
その他の注記	
持分法損益等に関する注記	関連法人等（損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連法人等を除外することができる。）に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額について記載すること（連結計算書類を作成する組合は、記載を要しない。）。
キャッシュ・フロー計算書に関する注記	現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

第６　附属明細書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）　附属明細書

（記載上の注意）
１　該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。
２　各様式中の数値は、該当しない欄は「－」と、端数処理により正数を記載しない欄は「０」と記載すること。
３　各様式中、「当期増加額」及び「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

１　計算書類に関する事項
(1)　組合員資本　　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出　　資　　金				

うち後配出資金					
資本準備金					
利益剰余金					
利益準備金					
その他利益剰余金					
○○積立金					
○○積立金					
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）					
処分未済持分					
合計					

（記載上の注意）
1　当期中に重要な増減があった場合は、その理由を注記すること。
2　目的積立金の積立目的、積立目標額、積立基準等を簡潔に注記するか又は当該事項が分かる資料を別途添付すること。
3　後配出資金の受入れのない組合にあっては、後配出資金に関する事項を削除すること。
4　優先出資金を受入れている組合にあっては、「うち後配出資金」欄の下に欄を設けて記載すること。

(2)　固定資産　（単位：千円、%）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	建物							
	構築物							
	機械装置							
	車両運搬具							
	工具器具備品							
	土地							
	リース資産							
	建設仮勘定							
	計							
無形固定資産	ソフトウェア							
	リース資産							
	計							
合計								

（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。
(1)　合併、新設分割、事業譲渡、贈与、災害による破棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、

その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額
(2)　上記(1)以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額
(3)　当期中に特別の理由により取得原価の修正が行われた場合は、その旨、理由及び当該増減額
2　「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。ただし、減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」欄は、減損損失控除後の金額を記載すること。
3　「償却累計率」欄は、取得原価に対する償却累計額の割合を記載すること。
4　「種類」欄は、該当しないものは削除するとともに、金額的重要性の乏しいものは一括して記載することができる。

(3)　外部出資　　（単位：千円）

出資先			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資						
		計				
系統外出資	株式					
	その他	農業信用基金協会				
	計					
子会社等出資	株式					
	その他					
	計					
合計						

(記載上の注意)
1　「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄は、当該資産の貸借対照表価額（外部出資等損失引当金を計上している場合にあっては、当該金額を控除する前の額）によって記載すること。
2　重要でないものについては、一括して記載することができる。

(4)　引当金等　　（単位：千円）

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金					
うち信用事業					
うち共済事業					
うち購買事業					
うち○○事業					
個別貸倒引当金					

	うち信用事業					
	うち共済事業					
	うち購買事業					
	うち○○事業					
外部出資等損失引当金						
賞与引当金						
退職給付引当金						
役員退職慰労引当金						
金融商品取引責任準備金						
合計						

(記載上の注意)
1　「当期減少額」欄のうち、「その他」欄は、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を注記すること。
2　「種類」欄は、該当しないものは削除することができる。

(5)　子会社等との取引並びに子会社等に対する債権及び債務

イ　子会社等との取引　　(単位：千円)

会社名	取引内容	収益総額	費用総額	摘要
	うち信用事業 うち共済事業 うち購買事業 うち販売事業 うち○○事業			
	計			
	計			
合計				

(記載上の注意)
1　子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては、一括して記載することができる。
2　「取引内容」欄は、事業区分ごとに計数を記載し、「摘要」欄に主要取引科目等を記載すること。ただし、金額的重要性の乏しいものについては「その他事業」として一括して記載することができる。

ロ　子会社等に対する債権及び債務　　(単位：千円)

会社名	取引内容	債権			債務		
		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
	計						
	計						

合　　計						

(記載上の注意)
1　子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては、一括して記載することができる。
2　「取引内容」欄は、貸出金、事業未収金等債権、債務の内容が正確にわかるよう記載すること。ただし、金額的重要性の乏しいものについては「その他取引」として一括して記載することができる。
3　債務保証を行っている場合は、「債権」欄に見返額を記載すること。
4　共済事業に係る債務については、支払額の確定していない共済金等を除くこと。
5　重要な貸付金又は借入金等で、特別な回収又は返済条件（期限、利率等）のものがある場合には、その内容を注記すること。
6　重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

(6)　役員との取引　　（単位：千円）

役職名・氏名	取引内容及び金額			摘要
	取引の種類	取引金額		
		当期取引額		
		当期首残高		
		当期末残高		
		当期増減（△）額		

(記載上の注意)
1　経営管理委員、理事又は監事との間の取引（これらの者が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で組合と経営管理委員、理事又は監事との利益が相反するものについて記載すること。
2　総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金の額を超えないものに限る。）、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引は除いて記載すること。
3　「取引の種類」欄は、貸付金、未収金及び未払金等債権・債務の内容が正確にわかるよう記載すること。
4　「当期取引額」欄は、当期発生した取引額を記載すること。
5　取引により発生した債権又は債務につき、期末に残高がある場合には、「当期首残高」、「当期末残高」及び「当期増減（△）額」欄について記載すること。
6　期末に債権及び債務の残高がない場合には、「当期首残高」、「当期末残高」及び「当期増減（△）額」欄は除いて記載すること。
7　債務保証、手形裏書を行っている場合は、「取引金額」欄に見返額を記載すること。
8　経営管理委員、理事又は監事が第三者のためにする取引及び第三者との間の取引で組合と経営管理委員、理事又は監事との利益が相反するものについては、当該経営管理委員、理事又は監事の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。また、当該経営管理委員、理事又は監事と当該第三者との関係を「摘要」欄に記載すること。
9　重要な増減がある場合は、その理由を「摘要」欄に記載すること。

(7)　事業管理費　　（単位：千円）

損益計算書科目	内　訳　科　目	金　　額
人　件　費	役員報酬 給料手当 うち賞与引当金繰入額 福利厚生費 退職給付費用 役員退職慰労引当金繰入額 ・・・ 計	
業　務　費	会議費 接待交際費 宣伝広告費 通信費 印刷・消耗備品費 図書・研修費 事務委託費	

	旅費・計	
諸税負担金	租税公課・支払賦課金・分担金・計	
施設費	減価償却費・保守修繕費・保険料・道路占用料・水道光熱費・賃借料・消耗品費・車両管理費・施設管理費・計	
その他事業管理費		
合計		

(記載上の注意)
1 「給料手当」は、目的使用による賞与引当金戻入額を控除し、賞与引当金繰入額を加算した額を記載すること。
2 「福利厚生費」は、法定福利費と厚生費の金額を合計して記載すること。

(8) 事業別の明細
イ 信用事業
① 貯金等 (単位：千円)

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
要求払貯金	当座貯金				
	うち決済用貯金(A)				
	普通貯金				
	うち決済用貯金(B)				
	貯蓄貯金				
	通知貯金				
	別段貯金				
	うち決済用貯金(C)				
	計				
	うち決済用貯金(A+B+C)				
定期性貯金	定期貯金				
	定期積金				
	計				
合計					
譲渡性貯金					

預り先	組合員				
	うち同一世帯に属する者				
	うち非営利法人				
	うち地方公共団体				
	組合員以外				

(記載上の注意)
1　「うち決済用貯金」欄は、農水産業協同組合貯金保険法第51条の２第１項に規定する決済用貯金について記載すること。
2　外貨貯金及び非居住者円貯金の取扱いがある場合には、「定期性貯金」欄の次にそれぞれ欄を設けて記載すること。
3　「組合員」欄は、法第10条第22項の規定により組合員とみなされる者から受け入れた貯金等を含めた額を記載すること。

② 信用事業借入金　（単位：千円）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
手形借入金					
証書借入金					
当座借越					
合計					
借入先	株式会社日本政策金融公庫				
	信用農業協同組合連合会（農林中央金庫）				

③ 貸出金　（単位：千円）

種類			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸出金	貸付金	手形貸付金				
		証書貸付金				
		当座貸越				
		計				
		うち農業近代化資金				
		うち株式会社日本政策金融公庫資金				
	割引手形					
	合計					
	組合員					
	うち同一世帯に属する者の貯金担保貸付					

貸出金貸出先					
	うち非営利法人（地方公共団体を除く。）の貯金担保貸付				
	組合員以外				
	地方公共団体				
	地方公社等				
	金融機関				
	その他				
	合計				

（記載上の注意）
1　「組合員」欄は、法第10条第22項の規定により組合員とみなされる者への貸出金の額を含めた額を記載すること。
2　「地方公社等」欄は、法第10条第20項第１号及び第２号の規定による貸付けの額を記載すること。
3　金融機関への貸出金には、コールローン及び買入手形を含まない。

④　預金　（単位：千円）

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統預金	当座預金				
	普通預金				
	通知預金				
	別段預金				
	為替決済預金				
	定期預金				
	計				
系統外預金					
譲渡性預金					
合計					

（記載上の注意）
「系統預金」欄は、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農林中央金庫への預金について記載し、それ以外は「系統外預金」欄に記載すること。

⑤　買入金銭債権　（単位：千円）

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
コマーシャル・ペーパー				
抵当証券				
合計				

（記載上の注意）
譲渡性預金証書は、上記「④　預金」の「譲渡性預金」欄に記載すること。

⑥　金銭の信託　（単位：千円）

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高

合　　計				

(記載上の注意)
1　農業協同組合法施行令（以下業務報告書において「令」という。）第32条第１項に規定する特定農業協同組合であるか否かを欄外に記載すること。
2　特定農業協同組合でない場合は、表題の「⑥　金銭の信託」を「⑥　金銭信託」とすること。

⑦　有価証券　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
国　　債				
地　方　債				
政府保証債				
金　融　債				
短期社債				
社　　債				
（銀行社債）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
（特別法人債）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
外国証券				
株　　式				
受益証券				
投資証券				
合　　計				

(記載上の注意)
1　「(銀行社債)」欄は、令第32条第１項第２号に規定する農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券のうち、金融債以外のものについて記載すること。
2　「(特別法人債)」欄は、令第32条第１項第３号に規定する債券について記載すること。
3　「社債」欄は、令第32条第３項第３号に規定する債券及び上記１及び２の債券の合計額を記載すること。

⑧　商品有価証券　（単位：千円）

種　　類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
商品国債				
商品地方債				
商品政府保証債				
合　　計				

⑨　国債等の売買の媒介等業務実績　（単位：千円）

種　　類	前期取扱高	当期取扱高	当期増減（△）額

国債証券先物取引			
合　　計			

⑩　国債等の窓口販売業務実績　　（単位：千円）

種　　類	前期販売高	当期販売高	当期増減（△）額
国　　債			
合　　計			

⑪　債務保証　　（単位：件、千円）

区　　分	組　合　員		組合員以外	
	件　数	金　額	件　数	金　額
(1)　貯金・定期積金を担保に徴して行われる保証				
(2)　金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証				
(3)　国税の徴収猶予・延納の担保又は国・政府関係機関との取引上の担保として行われる保証				
(4)　外国為替取引に伴って行われる保証又は手形の引受け				
(5)　その他の保証				
合　　計				

(記載上の注意)
(4)欄は、外国為替業務を実施している組合のみ記載すること。

⑫　受託貸付金　　（単位：千円）

受　託　先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
合　　計				

⑬　内国為替　　（単位：千件、千円）

種　　類	仕　　向		被　仕　向	
	件　　数	金　　額	件　　数	金　　額
送金・振込為替				
代金取立為替				

雑　　為　　替					
合　　計					

⑭　外国為替　　（単位：件、千ドル）

通　貨　別	仕向為替				被仕向為替			
	売渡為替		買入為替		支払為替		取立為替	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
円　　建								
外　　貨　　建								
合　　計								

（記載上の注意）
すべての対利用者外国為替取引について記載することとし、他の金融機関からの依頼に係る対利用者取引をも含めて記載すること。

ロ　共済事業

①　長期共済保有高　　（単位：件、千円）

種　　類		当期首保有高		当　期増加高		うち新契約高		満期等減少高		当期末保有高		共済付加収入
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
生命総合共済	終　身　共　済											
	定期生命共済											
	養老生命共済											
	うちこども共済											
	医　療　共　済											
	が　ん　共　済											
	定期医療共済											
	介　護　共　済											
	年　金　共　済											
建物更生共済												
合　　計												

（記載上の注意）
1　「金額」欄は、保障金額（「がん共済」にあってはがん死亡共済金額とし、「医療共済」及び「定期医療共済」にあっては死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）とし、「年金共済」にあっては付加された定期特約金額とする。）について記載すること。
2　「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済契約についても合算して記載すること。

②　医療系共済の入院共済金額保有高　　（単位：件、千円）

種　　類	当期首保有高		当　期増加高		うち新契約高		満期等減少高		当期末保有高	

	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
医　療　共　済										
が　ん　共　済										
定期医療共済										
合　　計										

（記載上の注意）
「金額」欄は、入院共済金額について記載すること。

③　年金共済の年金保有高　　（単位：件、千円）

種　　類	当期首保有高		当　期増加高		うち新契約高		満期等減少高		当期末保有高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年金開始前										
年金開始後										
合　　計										

（記載上の注意）
「金額」欄は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）について記載すること。

④　短期共済新契約高　　（単位：件、千円）

種　　類	件　　数	金　　額	掛　　金	共済付加収入
火　災　共　済				
自　動　車　共　済				
傷　害　共　済				
団体定期生命共済				
定額定期生命共済				
賠償責任共済				
自　賠　責　共　済				
合　　計				

（記載上の注意）
「金額」欄は、保障金額について記載すること。

ハ　購買事業

①　受託購買品取扱実績　　（単位：千円）

種　　類		当期受入高(A)	うち系統利用高	当期手数料(B)	当期取扱高(A+B)	摘要
生産資材						
	計					
生						

活物資						
	計					
合　　計						

（記載上の注意）
1　「種類」欄は、主要品目別について区分して記載すること。
2　「うち系統利用高」欄は、農業協同組合及び農業協同組合連合会からの受入額について記載すること。

② 買取購買品取扱実績　（単位：千円）

種　　類		当期首繰越高 (A)	当期受入高 (B)	うち系統利用高	当期末棚卸高 (C)	当期供給原価 (D=A+B-C)	当期供給高 (E)	うち店舗取扱額	当期粗収益 (F=E-D)	摘要
生産資材	肥　　料									
	農　　薬									
	飼　　料									
	農業機械									
	自動車（除く二輪）									
	燃　　料									
	その他									
	計									
生活物資	食品 米									
	食品 生鮮食品									
	食品 一般食品									
	衣料品									
	耐久消費財									
	日用保健雑貨									
	家庭燃料									
	その他									
	計									
合　　計										

（記載上の注意）
1　組合の実情に応じ「種類」欄を細分化して記載すること。
2　「うち系統利用高」欄は、農業協同組合及び農業協同組合連合会からの受入額について記載すること。

ニ　販売事業
① 受託販売品取扱実績　（単位：千円）

種　　類	当期受入高 (A)	当期手数料 (B)	当期取扱高 (A+B)	うち系統利用高	摘要

米					
麦・豆・雑穀					
野菜					
果実					
花き・花木					
畜産物					
林産物					
その他					
合計					

(記載上の注意)
1　組合の実情に応じ「種類」欄を細分化して記載すること。
2　「うち系統利用高」欄は、農業協同組合及び農業協同組合連合会への販売額について記載すること。
3　主な取扱品目の当期取扱数量を「摘要」欄に記載すること。

② 買取販売品取扱実績　(単位：千円)

種類	当期首繰越高 (A)	当期受入高 (B)	当期末棚卸高 (C)	当期販売原価 (D=A+B-C)	当期販売高 (E)	うち系統利用高	当期粗収益 (F=E-D)	摘要
合計								

(記載上の注意)
1　「種類」欄は、主要品目別について区分して記載すること。
2　「うち系統利用高」欄は、農業協同組合及び農業協同組合連合会への販売額について記載すること。
3　主な販売品目の当期販売数量を「摘要」欄に記載すること。

ホ 保管事業　(単位：千円)

項目		金額
収益	保管料	
	荷役料	
	その他の収益	
	計	
費用	倉庫材料費	
	倉庫労務費	
	その他の費用	
	計	
差引		

ヘ　指導事業　　（単位：千円）

項　　目		金　　額
収入	賦　　課　　金	
	計	
支出		
	計	
差　　引		

ト　農業経営事業

	種　　類	経　営　規　模 （単位：ha、頭等）	当　期　販　売　高 （単位：千円）
法第十一条の五十第一項第一号の事業	稲作		
	麦作		
	・・・・・		
	合　　計		
法第十一条の五十第一項第二号の事業	稲作		
	麦作		
	・・・・・		
	合　　計		
法第十一条の五十第一項第三号の事業	肉用牛の肥育		
	・・・・・		
	合　　計		

(記載上の注意)
1　組合の実情に応じ「種類」欄を細分化して記載すること。
2　第６附属明細書（記載上の注意）１の規定にかかわらず、農業経営事業に関する定款の定めのない組合にあっては、本項目を削除することを妨げない。

チ　その他の事業

(記載上の注意)
イからトまでの事業のほか、加工、利用等の事業があれば、その事業実績（取扱高・損益等）を事業の種類ごとに記載すること。

(9)　その他の重要な事項

（記載上の注意）
　その他計算書類の内容を補足する重要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2　事業概況書に関する事項

(1)　役員に対する報酬等　　（単位：千円）

区　　分	当期中の報酬等支払額	総会（又は総代会）で定められた報酬等限度額
経　営　管　理　委　員		
理　　事		
監　　事		
合　　計		

（記載上の注意）
1　法第30条の２第１項の経営管理委員会制度を導入していない組合にあっては、「経営管理委員」欄を除いて記載すること。
2　「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
3　報酬以外の金額については、その金額を「当期中の報酬等支払額」欄に括弧内書すること。
4　経営管理委員、理事及び監事に対する役員退職慰労金は、欄外に経営管理委員、理事及び監事とを区分してそれぞれの金額を記載すること。

(2)　役員等の兼職等

区　　分			氏　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職等先での役職名
役　職　名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			

（記載上の注意）
　組合を代表する理事、法第30条の２第５項の経理管理委員会設置組合の理事並びに組合の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

(3)　その他の重要な事項

（記載上の注意）
　その他事業概況書の内容を補足する重要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

第７　剰余金処分計算書

第　　年度（　　年　　月　　日）剰余金処分計算書

（単位：円）

科　　目	金　　額
1　当期未処分剰余金 2　任意積立金取崩額 ・　・　・ 計 3　剰余金処分額 (1)　利益準備金 (2)　任意積立金	

○○積立金 ・　・　・ (3)　出資配当金 普通出資に対する配当金 後配出資に対する配当金 (4)　事業分量配当金 4　次期繰越剰余金	

(記載上の注意)
1　目的積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
2　目的積立金の積立目的、積立目標額、積立基準等を注記すること。ただし、他の適当な箇所に記載した場合は、その旨を注記し、記載を省略することができる。
3　出資配当については、配当率を出資の種類ごとに注記すること。
4　優先出資の配当のある組合にあっては、出資配当金の内訳として「優先出資に対する配当金」を記載すること。
5　事業分量配当の基準を注記すること。
6　次期繰越剰余金に含まれる法第51条第７項に規定する営農指導・生活文化改善事業の費用に充てるための繰越額（いわゆる教育情報繰越金）を注記すること。

第８　損失金処理計算書

第　　年度（　　年　　月　　日）損失金処理計算書

（単位：円）

科　　目	金　　額
1　当期未処理損失金 2　損失金処理額 (1)　任意積立金取崩額 ○○積立金取崩額 ・　・　・ (2)　利益準備金取崩額 (3)　資本準備金取崩額 3　次期繰越損失金	

第９　部門別損益計算書

別紙様式第１号の２（３）と同様とする。ただし、次の事項を付記すること。

1　予算統制の状況　　（単位：千円）

区　　分		当初予算額	修正額	修正後予算額ｃ	決算額ｄ	差引（ｃ－ｄ）
事業管理費						
営農指導事業	収　入　a					
	支　出　b					
	差　引（ａ－ｂ）					

2　専属事業損益の内訳　　（単位：千円）

区　　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経常利益　a（＝⑬）					

減価償却費 b （＝⑤－⑦）					
共通管理費等 c （＝⑥－⑩＋⑫）					
専属事業損益 a＋b＋c					

第10　単体自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）単体自己資本比率の状況

（単位：千円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				

うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）				
自己資本				
自己資本の額　（（イ）－（ロ））　（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
自己資本比率				
自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	%		%	

（記載上の注意）
1　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の２第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第１号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2　遡及適用又は誤謬の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（付表１）資産（オン・バランス）項目のリスク・アセット残高内訳表　（単位：千円）

項目	リスク・ウェイト（%）	当期末				前期末			
		リスク・ウェイトの加重平均値（%）	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	リスク・ウェイトの加重平均値（%）	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
			資産の額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額		資産の額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額
		A (=D/B)	B	C	D	A' (=D'/B')	B'	C'	D'
1　現金	0								
2　我が国の中央政府及び中央銀行向け	0								
3　外国の中央政府及び中央銀行向け	0～100								
4　国際決済銀行等向け	0								

5　我が国の地方公共団体向け	0								
6　外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～100								
7　国際開発銀行向け	0～100								
8　地方公共団体金融機構向け	10～20								
9　我が国の政府関係機関向け	10～20								
10　地方三公社向け	20								
11　金融機関及び第一種金融商品取引業者向　け	20～100								
12　法人等向け	20～100								
13　中小企業等向け及び個人向け	75								
14　抵当権付住宅ローン	35								
15　不動産取得等事業向け	100								
16　三月以上延滞等	50～150								
17　取立未済手形	20								
18　信用保証協会等による保証付	0～10								
19　株式会社地域経済活性化支援機構等によ　る保証付	10								
20　共済約款貸付	0								
21　出資等	100～1250								
（うち出資等のエクスポージャー）	100								
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250								
22　上記以外	100～250								
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250								
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	250								
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250								
（うち右記以外のエクスポージャー）	100								
23　証券化（オリジネーターの場合）	20～1250								
（うち再証券化）	40～1250								
24　証券化（オリジネーター以外の場合）	20～1250								
（うち再証券化）	40～1250								
25　複数の資産を裏付けとする資産（いわゆ　るファンド）のうち、個々の資産の把握が　困難な資産	－								
26　経過措置によりリスク・アセットの額に　算入されるものの額	－								
27　他の金融機関等の対象資本調達手段に係　るエクスポージャーに係る経過措置により　リスク・アセットの額に算入されなかった　ものの額（△）	－								
合計（信用リスク・アセットの額）	－								

（注）
1　「12　法人等向け」について100％のリスク・ウェイトを用いる特例の利用状況：［　　］（利用していない＝０、利用している＝１）
2　標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：［　　］（用いない＝０、簡便手法＝１、包括的手法＝２）
　上記において包括的手法（＝２）を使用する場合のボラティリティ調整率の種類：［　　］（標準的ボラティリティ調整率＝１、自組合推計ボラティリティ調整率＝２）
3　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に用いるリスク削減手法：［　　］（エクスポージャー変動額推計モデルを用いない場合＝０、用いる場合＝１）

（記載上の注意）
1　本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。
2　本表における「資産の額」は、個別貸倒引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
3　「資産の額」については、その損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

4　保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の項目として記載する（保証人等の項目としては記載しない。）。
5　ローン・パーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の項目として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。
6　「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」は、除算をした上、四捨五入により整数で記載する（除算の分母が零である場合は、記載せずに空欄とする。）。
7　「11　金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。
8　「12　法人等向け」には、「13　中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。
9　「13　中小企業等向け及び個人向け」には、リスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーのみを記載する。
10　「16　三月以上延滞等」には、３月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーを記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。
11　「18　信用保証協会等による保証付」は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。
12　「19　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。
13　「(うち右記以外のエクスポージャー)」には、「１　現金」から「21　出資等」までの項目並びに「22　上記以外」の項目のうち「(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)」、「(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)」及び「(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)」の項目に該当しないエクスポージャーの額を記載する。
14　「25　複数の資産を裏付けとする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。
15　「26　経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」には、土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入された額の合計額を記載する。
16　「27　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）」には、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットに算入されなかった額（減算された額）を記載する。
17　遡及適用又は誤謬の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（付表２）オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセット残高内訳表　　（単位：千円）

項目	掛目(%)	当期末			前期末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
１　任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0						
２　原契約期間が１年以下のコミットメント	20						
３　短期の貿易関連偶発債務	20						
４　特定の取引に係る偶発債務	50						
（うち経過措置を適用する元本補填信託契約）	50						
５　ＮＩＦ又はＲＵＦ	50						
６　原契約期間が１年超のコミットメント	50						
７　信用供与に直接的に代替する偶発債務	100						
（うち借入金の保証）	100						
（うち有価証券の保証）	100						
（うち手形引受）	100						
（うち経過措置を適用しない元本補填信託契約）	100						
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	100						
８　買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	－						
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	100						

（控除前）							
控除額（△）	－						
9　先物資産購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100						
10　有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100						
11　派生商品取引及び長期決済期間取引	－						
カレント・エクスポージャー方式	－						
派生商品取引	－						
外為関連取引	－						
金利関連取引	－						
金関連取引	－						
株式関連取引	－						
貴金属（金を除く。）関連取引	－						
その他のコモディティ関連取引	－						
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	－						
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（△）	－						
長期決済期間取引	－						
標準方式	－						
期待エクスポージャー方式	－						
12　未決済取引	－						
13　証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0～100						
14　上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100						
合　　計	－						

（記載上の注意）

1　「４」及び「７」の内書き中の「経過措置」とは、平成22年３月31日前において当該組合の締結する元本補塡信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、平成19年３月31日前の自己資本比率の算出の例による場合を指す。

2　「８」内書き「控除額（△）」には、求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組合が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の８％に相当する額を下回ったときに、当該下回る額を８％で除して得た額を記載するものとする。ただし、一部資産（オン・バランス）項目で信用リスク・アセットの額が計上される場合には、当該計上額を控除額に加えて記載するものとする。

3　遡及適用又は誤謬の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（付表３）オペレーショナル・リスク相当額算出表　　（単位：千円）

掛目	オペレーショナル・リスク相当額	直近１年間		左記の前１年間		左記の前１年間	
		粗利益（掛目前）	粗利益（掛目後）	粗利益（掛目前）	粗利益（掛目後）	粗利益（掛目前）	粗利益（掛目後）
15%							

（記載上の注意）

1　「粗利益」が負の値である場合、当該負の値を記載する（零の記載又は記載の省略はしない。）。

2　オペレーショナル・リスク相当額は、「粗利益（掛目後）」の直近３年間の平均値である。なお、「粗利益（掛目後）」が正の値とならない年がある場合には、当該「正とならない年」以外の年の「粗利益（掛目後）」の合計額を当該正とならない年以外の年数で除して得た額を記載する。

第11　自己査定結果等の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）自己査定結果等の状況

（記載上の注意）
1　各様式中の数値は、該当しない欄は「－」と、端数処理により正数を記載しない欄は「０」と記載すること。
2　各様式中の「信用事業」欄は、信用事業に係る総与信（貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、未収利息、未収金、仮払金の融資関連科目）の分類内容について記載すること。
3　各様式中の「信用事業以外」欄は、組合の全ての債権のうち信用事業以外の債権の分類内容について「信用事業」欄に準じて記載すること。

1　分類債権の状況　　（単位：千円）

区　　分		第Ⅰ分類			第Ⅱ分類			第Ⅲ分類			第Ⅳ分類		
		債権残高	個別貸倒引当金残高	部分直接償却額	債権残高	個別貸倒引当金残高	部分直接償却額	債権残高	個別貸倒引当金残高	部分直接償却額	債権残高	個別貸倒引当金残高	部分直接償却額
信用事業	正常先												
	要注意先												
	うち要管理先												
	破綻懸念先												
	実質破綻先												
	破綻先												
	その他												
	計												
信用事業以外	正常先												
	要注意先												
	うち要管理先												
	破綻懸念先												
	実質破綻先												
	破綻先												
	その他												
	計												
合計	正常先												
	要注意先												
	うち要管理先												
	破綻懸念先												
	実質破綻先												
	破綻先												
	その他												
	合　　計												

（記載上の注意）

1　「債権残高」欄は、部分直接償却（破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額することをいう。以下同じ。）実施後、個別貸倒引当処理前の債権残高を記載すること。
2　「信用事業」欄中の「その他」欄は、国、地方公共団体及び被管理金融機関（農水産業協同組合貯金保険法附則第７条第２項の認定が行われた系統金融機関をいう。）に対する債権、プロジェクトファイナンス等の債務者区分が不可能な債権に限り記載すること（以下「３　分類債権の引当・保全状況」及び「５　債務者区分別破綻先債権等の状況」において同じ。）。なお、例えば子会社等については、必ず債務者区分がなされることに留意すること。

2　要注意先債権等の内訳　（単位：千円）

区分		金額(A)	(A)の保全状況		(A)の分類状況	
			担保等により保全されている部分	担保等により保全されていない部分	第Ⅰ分類	第Ⅱ分類
信用事業	要管理先債権					
	３カ月以上延滞先					
	貸出条件緩和先					
	その他					
信用事業以外	要管理先債権					
	３カ月以上延滞先					
	条件緩和先					
	その他					
合計	要管理先債権					
	３カ月以上延滞先					
	条件緩和先					
	その他					

（記載上の注意）
1　「その他」欄は、要注意先債権合計額から要管理先債権合計額を差し引いた残額を記載すること。
2　「３カ月以上延滞先」欄は、第204条第１項第１号ホ（２）（ⅲ）に規定する３カ月以上延滞債権を有する債務者に対する債権額を記載すること。
3　「貸出条件緩和先」欄は、第204条第１項第１号ホ（２）（ⅳ）に規定する貸出条件緩和債権を有する債務者に対する債権額を記載すること。
4　「条件緩和先」欄は、「貸出条件緩和先」欄に準じた債権額を記載すること。
5　「担保等により保全されている部分」欄は、優良担保、優良保証等、一般担保（客観的・合理的な評価方法で算出した評価額に相当する額をいう。以下同じ。）及び一般保証（保証能力を十分有する者として各組合が認めている者の保証相当額をいう。以下同じ。）の合計額を記載すること。
6　「(A）の保全状況」欄は、各組合が上記５に準ずる保全状況の把握を内部管理上行っている場合には、その保全額等の記載で差し支えない。また、いずれの保全状況の把握を行っていない場合には、一定の前提に基づき試算した額の記載でも差し支えない（その場合においては、当該試算方法を欄外に記載すること。）。

3　分類債権の引当・保全状況　（単位：千円）

区分		債権残高	保全額							一般貸倒引当金残高	一般貸倒引当金対象債権残高
			合計	担保保全額			保証等保全額				
				計	優良担保保全額	一般担保保全額	計	優良担保等保全額	一般保証保全額		
	正常先										

信用事業	要注意先										
	うち要管理先										
	破綻懸念先										
	実質破綻先										
	破綻先										
	その他										
	計										
信用事業以外	正常先										
	要注意先										
	うち要管理先										
	破綻懸念先										
	実質破綻先										
	破綻先										
	その他										
	計										
合計	正常先										
	要注意先										
	うち要管理先										
	破綻懸念先										
	実質破綻先										
	破綻先										
	その他										
	合計										

4　破綻先債権等の状況　　（単位：千円）

区分		金額	部分直接償却実施額
信用事業	破綻先債権		
	延滞債権		
	３カ月以上延滞債権		
	貸出条件緩和債権		
	合計		

（記載上の注意）
１　「破綻先債権」、「延滞債権」、「３カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の定義は、第204条第１項第１号ホ（２）による。
２　「金額」欄は、部分直接償却を実施している組合にあっては実施後の金額を記載し、その実施額を「部分直接償却実施額」欄に記載すること。

5　債務者区分別破綻先債権等の状況　　（単位：千円）

区分		貸出金	合計	破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権
信用事業	破綻先						
	実質破綻先						
	破綻懸念先						
	うち要管理先						
	要注意先						
	正常先						
	その他						
	合計						

6　不良債権処分損の状況　　（単位：千円）

区分		金額
信用事業	間接償却額	
	個別貸倒引当金純繰入額	
	債権売却損失引当金純繰入額	
	特定債務者支援引当金純繰入額	
	その他の引当金純繰入額	
	直接償却額	
	貸出金償却	
	債権売却損等	
	うち一括売却（いわゆるバルクセール）による売却損	
	支援損	
	その他	
	計	
	一般貸倒引当金純繰入額	
信用事業以外	間接償却額	
	うち個別貸倒引当金純繰入額	
	直接償却額	
	貸倒損失	
	その他	
	計	

	一般貸倒引当金純繰入額	
合計	間接償却額	
	うち個別貸倒引当金純繰入額	
	直接償却額	
	計	
	一般貸倒引当金純繰入額	

（記載上の注意）

「支援損」欄は、法的整理（会社更生、民事再生、清算、和議等）により切り捨てられる事となった部分、法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で切り捨てられることとなった部分等を記入すること。

第12　大口信用供与の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）大口信用供与の状況

同一人自身への信用供与等限度額	百万円：単体自己資本額（組合の単体自己資本比率計算上の自己資本額［A］　百万円）×25%
	百万円：連結自己資本額（組合の連結自己資本比率計算上の自己資本額［B］　百万円）×25%

			同一人自身への信用供与等（取引先名）			左の同一人と特殊の関係にある者（受信合算対象者）への信用供与等（取引先名）									合　計　額			
			信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額	
与信側の合算信用供与等総額	組合の信用供与等	コールローン																
		買現先																
		貸出金																
		債務保証見返																
		オフバランス取引（債務の保証）																
		株式等																
		預金																
		債券貸借取引支払保証金																
		買入手形																
		買入金銭債権																
		商品有価証券																
		金銭の信託																
		社債等																(ア)／［A］＝　　＞25%
		外国為替																
		その他の信用事業資産																(ア)／［B］＝　　＞25%
		オフバランス取引（コミットメント等）																
		派生商品取引																(イ)／［A］＝　　＞25%
		オフバランス取引（証券化）																(イ)／［B］＝　　＞25%
		計			(ア)												(イ)	
	組合の子法人等の信用供与等[名称]	コールローン																
		買現先																
		貸出金																
		債務保証見返																
		オフバランス取引（債務の保証）																
		株式等																
		預金																
		債券貸借取引支払保証金																
		買入手形																
		買入金銭債権																
		商品有価証券																
		金銭の信託																
		社債等																(ア)／［A］＝　　＞25%
		外国為替																
		その他の信用事業資産																(ア)／［B］＝　　＞25%
		オフバランス取引（コミットメント等）																(イ)／［A］

	派生商品取引																	＝　　＞25%
	オフバランス取引（証券化）																	(イ)／［B］ ＝　　＞25%
	計			(ア)													(イ)	
合計額	コールローン																	
	買現先																	
	貸出金																	
	債務保証見返																	
	オフバランス取引（債務の保証）																	
	株式等																	
	預金																	
	債券貸借取引支払保証金																	
	買入手形																	
	買入金銭債権																	
	商品有価証券																	
	金銭の信託																	
	社債等																	(ウ)／［A］
	外国為替																	＝　　＞25%
	その他の信用事業資産																	(ウ)／［B］
	オフバランス取引（コミットメント等）																	＝　　＞25% (エ)／［A］
	派生商品取引																	＝　　＞25%
	オフバランス取引（証券化）																	(エ)／［B］ ＝　　＞25%
	計			(ウ)													(エ)	

（記載上の注意）

1　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第16条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上されるもの並びに同条第2項及び第4項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものの区分ごとに額を記入すること。

2　同一人自身への信用供与等先ごとに、（ア）与信・受信各単体、（イ）与信単体・受信合算、（ウ）与信合算・受信単体、（エ）与信合算・受信合算のそれぞれの合計額を[A]組合単体自己資本額及び[B]連結自己資本額で除した数（％）を右端の各式に記入し、いずれか１つでも与信供与等限度額を超えるものについて提出すること。

3　本様式において、「与信側の合算信用供与等総額」の記入欄のうち「組合の子法人等の信用供与等[名称]又は「組合の関連法人等の信用供与[名称]の欄が不足する場合には、新たな欄を追加して記入すること。

4　本様式において、「左の同一人と特殊の関係にある者（受信合算対象者）への信用供与等」の記入欄のうち「（取引先名）」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。

第13　自己資本の基準の状況　　（単位：千円、％）

項　　目	金額又は比率
自己資本の額　①	
有形固定資産（減価償却累計額を除く。）及び無形固定資産の額の合計額（資産除去債務相当資産除く。）　②	
設備借入金その他の借入金　③	
リース債務の額　④	
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額　⑤	
規制対象固定資産の額　⑥（②－③－④－⑤）	
外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）　⑦	
うち農業協同組合連合会への払込済出資金　⑧ うち農林中央金庫への払込済出資金　⑨ うち農業信用基金協会への払込済出資金　⑩	
規制対象外部出資の額　⑪（⑦－⑧－⑨－⑩）	
自己資本不足額　⑫（⑥＋⑪－①）	
比率　⑬（①／（⑥＋⑪）×100）	

（記載上の注意）
1　この表には、令第29条の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。
2　「自己資本の額」欄は、第201条第１項に規定する自己資本の額を記載すること。
3　「外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）」欄は、貸借対照表に計上したその他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。）を減じて得た額を記載すること。

第14　員外利用の状況
1　信用事業
(1)　貯金等　　（単位：千円、％）

	組合員の当期平均残高 (A)	組合員以外の当期平均残高 (B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
貯金等			

（記載上の注意）
1　「組合員の当期平均残高」欄は、法第10条第22項の規定により組合員とみなされる者から受け入れた貯金等を含めた額の当期平均残高を記載すること。
2　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第３位以下を切り上げ、小数点第２位までを記載すること。

(2)　貸出金　　（単位：千円、％）

	組合員の当期平均残高 (A)	組合員以外の当期平均残高 (B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
貸出金			

（記載上の注意）
1　「組合員の当期平均残高」欄は、法第10条第22項の規定により組合員とみなされる者への貸出金の額を含めた額の当期平均残高を記載すること。
2　「組合員以外の当期平均残高」欄は、法第10条第20項各号に規定する貸付けを除いた額の当期平均残高を記載すること。
3　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第３位以下を切り上げ、小数点第２位までを記載すること。
4　法第10条第18項の規定による指定を受けている組合については、「組合員の当期平均残高」欄中「当期平均残高」とあるのは、「貯金等合計額の当期平均残高」とする。

2　共済事業　　（単位：千円、％）

	当期組合員からの受入共済掛金（A）	当期組合員以外からの受入共済掛金（B）	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
共済事業			

（記載上の注意）
１　「当期組合員からの受入共済掛金」欄は、法第10条第22項に規定する組合員とみなすものからの受入共済掛金を含めた額を記載すること。
２　「員外利用割合の比率」欄は、小数点第３位以下を切り上げ、小数点第２位までを記載すること。

３　購買事業　（単位：千円、％）

	当期組合員利用高 (A)	当期組合員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
購買事業			

（記載上の注意）
「員外利用割合の比率」欄は、小数点第３位以下を切り上げ、小数点第２位までを記載すること。

４　販売事業　（単位：千円、％）

	当期組合員利用高 (A)	当期組合員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 (B)/(A)×100
販売事業			

（記載上の注意）
「員外利用割合の比率」欄は、小数点第３位以下を切り上げ、小数点第２位までを記載すること。

第15　監査報告
Ｆ（記載上の注意）
法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第３項に規定する会計監査人設置組合にあっては、監事から提出された監査報告のほか、会計監査人から提出された会計監査報告）の写しを添付すること。